

第11回 臼杵市議会基本条例特別委員会 会議要旨

日 時 令和3年9月16日(木曜日) 午前11時07分 ~ 午後0時04分

場 所 臼杵庁舎2階 全員協議会室

出席委員の氏名

委員長 吉岡 勲 副委員長 大塚 州章
委 員 川辺 隆 委 員 内藤 康弘 委 員 伊藤 淳
委 員 梅田 徳男 委 員 戸匹 映二 委 員 奥田富美子
委 員 匹田 郁

欠席委員の氏名

(な し)

説明のため出席した者の職氏名

(な し)

出席した事務局職員の職氏名

局長 平山博造 次長 後藤秀隆 書記 高橋悠樹 主査 清水一香

傍聴者

議員 河野 巧 議員 広田 精治

会議に付した事件

1. 素案(第2校)について
 2. その他
-

午前11時07分 開議

○吉岡 勲 委員長

ただいまから第11回特別委員会を開催いたします。傍聴の希望があれば許可したいと思っております。よろしくお願いいたします。

前回の特別委員会において報告いたしました通り、本日は素案の第2弾について協議を行いたいと思います。

主な議題は、条例の「前文」、政務活動費、議会活性化委員会の3点となります。

早速協議に入りたいと思いますが、配付資料とあわせて各条文について事務局より事前説明を受けてから、協議を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎書記 高橋悠樹

(配付資料に基づき説明)

○戸匹映二 委員

例えば、頭の部分、一部の団体また地域の代表にとらわれずをなくして、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること、とシンプルにしてもいいのかなと思ったんですけど。

○伊藤 淳 委員

現時点でまだちょっと検討中です。

○川辺 隆 委員

とらわれずにするのか、とどまらずにするのかというのは、私としてはどちらでもこれは構わないと思います。

○梅田徳男 委員

議員の活動の原則っていうタイトルからいくと、特にそういう方がいらっしゃってはいけないんだよっていうことを表したいというふうに思っておりますんで、とどまらずが良いです。

○奥田富美子 委員

私もとらわれずには引かなかったんで、とどまらずが良いです。

○匹田 郁 委員

入れるんなら、とらわれずという言葉よりは、とどまらずのほうが条例としての言葉としては綺麗ななと思います。

○大塚州章 副委員長

とどまらずのほうが綺麗だと思う。

○吉岡 勲 委員長

今のところ、とどまらずという言葉を入れる案でいきたいと思っております。

続きまして、次の政務活動費について。

◎書記 高橋悠樹

(配付資料に基づき説明)

○吉岡 勲 委員長

今事務局の説明がありました通り、他の条例とかも関わってきます。

○匹田 郁 委員

結論から言うと、私は入れてもいいと思います。

というのは、報酬を上げるとかそういうことで本当はしたいところもあるけど、なかなか今は難しい。これから先、若い議員、次から入ってくる人たちに対しても幅を持たせるというか、やはりこの機会に入れておく。その代わり、交付に関しては別に定める。私はこれが一番綺麗な形ではないかなと。何かあった時に作ろうとすると逆に難しくなってくると思うんで、私はそういう意味であったほうがいいと思います。

○奥田富美子 委員

私は当初からあったほうがいいと思っていて変わらないです。

調査や研修、広報などを充実させ、議員が活動できるように政務活動費を設けるべきだと思います。

○梅田徳男 委員

議長のお考えに同調するんですが、交付に関しては別に定めるところで終わりっ放しになるっていうのはちょっとどうかと思うんで、2年なり、3年なりある程度一定の期間内で、どうするんだってことを決めるような、そういう仕組みのほうがいいんじゃないかと思います。

○川辺 隆 委員

基本的には、政務活動費は議員として必要だと思います。

臼杵市議会の中には現在、政務活動費という制度がありませんが、今後若い世代の議員が、政治活動に参加しようとした場合、今の議員報酬、これは以前から下がったままにしておりますけれども、これだけでは少し、その議員活動そのものに対しても現在、十分な支給がなされていないと思います。

必要だと思うんですが、今、梅田議員がおっしゃったことを引用しますと、申し訳ありませんが、今後入れる予定で検討する課題としてはいいと思います。今、この条例案でやるという方向で条例に入れてしまうのは少し時期尚早だと思います。

○伊藤 淳 委員

実際に3年間議員活動させていただいて、必要だと思います。

けれども、まだ臼杵市にこの政務活動費に関して予算枠とか条例なり全くない、白紙の状態でごここにいきなり、条例の中に入れてしまうというのはいかがかなと思います。

お金を発生させて良いのか、予算枠を取っていいのかっていうところは、市民のお金をいただくわけですので、政務活動費っていうのを臼杵市で位置付けていいのか、作っていいのかっていう議論が終わった上で、市民から認めていただける状況が整った上で、私はこの基本条例というのは、議員がどう活動するのかを決める、縛る条文だというふうに思っていますので。

順序からいけば、まず財政措置というか予算化できるのかっていうところの議論が先にあってから、使えますっていうのを決めるのが筋ではないかというふうに思っておりますので、今回載せるのは、時期尚早というふうに私は思います。

○戸匹映二 委員

私も基本的には、政務活動費は必要だと個人的には思っています。

ただこれが各議員では、またいろんな意見があるということですので、交付に関しては別に定めると表現した場合は、交付をしていく方向だというふうに読み取れますので、その辺はやっぱり伊藤委員とかも言われたように、もうちょっと議論をしてから、意思統一をした上で、今後、この基本条例に載せていくという形で、あせる必要はないのかなというふうに思っております。

○大塚州章 副委員長

これはちょっと市民に問い合わせてパブリックコメントをもらうか、やるのも一つの方法かなど。ただ私も前を知っているんで、政務活動費はもらえたら、それはありがたい。ただそれが、税金などで皆さんいただいてよろしいですかという承諾が必要かなというのちょっと頭の中にあります。

○奥田富美子 委員

市民への意見、パブリックコメントはある程度条例ができたところで求めるというのはいいと思うんですけど、政務活動費についてはちょっと及び腰みたいに、意見を聞いてると思う。

私たちはこういうことに使い生かすので、議員活動を充実させるので、そのためにこういう設定をしたいですっていうふうに、言うべきではないのかなと思うので。どうなんですか、その辺りは世論に聞くことは必要だと思います。

○川辺 隆 委員

今、及び腰という発言がありました。我々は今日ここに来るまでに、この政務活動費に関しては少し意見聴取をしてきました。以前、議員報酬の値下げに触れられた議員がいました。先ず、この報酬を元に戻した中で、これ活動ができないのか。我々のいただく議員報酬というものは生活費ではなく、議員活動に関わる経費という、ある議員からのご説明もありまして。この政務活動費を設ける必要性は、我々は感じております。私も子供がおりまして、家庭を営んでおりますので、活動に関する資金は多いほうがいいと思っております。しかしながら、他の議員の中に、この報酬の件と並行して考えている議員もおります。そのことを付随して、報告いたします。

○匹田 郁 委員

政務活動費の交付に関しては、今後協議し別に定めるという言葉が、自分の中で一番しっくりきています。

○内藤康弘 委員

政務活動費の項目、要るのか要らないのか。もう以前から私は言っていますように、必要ありません。

○吉岡 勲 委員長

今の皆さんの、賛成、反対という言葉じゃないんですけども。正・副委員長の2人で相談しながら、これから先もう一度素案を作りたいと思っておりますので。

○匹田 郁 委員

ある程度、絞ってしまっていないんじゃないか。もうある程度限られてきてますんで、決められることは決めたほうがいいんじゃないか。

○吉岡 勲 委員長

方向性は皆さんの意見を聞きながら、もう1回判断していきたいと思っておりますので。

○伊藤 淳 委員

補足ですけども。何で反対というか今回入れなくて、ちゃんと段取り踏んでというふうに思

っているのかと言いますと。もうもらっているんだろうっていうふうに、市民の方からよく言われます。報酬以外に自由に使えるお金を、あんたたちもらっているんだろうっていうお話があって、議員の立ち位置というか、その活動に関して、やっぱりご理解をいただくと。現状はそういう一つのステップがあるのかなっていうふうに思いますので、先ず丁寧に順序を踏んだほうがいいというふうに思っています。

○大塚州章 副委員長

私もそれは思うんですが。ただ、先ほど及び腰と言われたんですが。やはり私もいろいろ聞くと、実際の報酬がどれぐらいなんですか。それでは、多分若い人が出られないですね。この論議は、やっぱり特別委員会の中でも今後、報酬と政務活動費をセットとして考えていただきたい。それをもとに例えば報酬委員会とかで、かけて頂くという論議が必要ではないか。そういった意味で、私は活動費も報酬も必要なんだけど、やっぱり次の担い手に対しても、市民にも考えてもらいたい。そこを私は訴えたい。

○戸匹映二 委員

議員報酬と政務活動費を一緒に考えることが大事なんですけど、その使い方の違いというのをやっぱりきちんと話をして、政務活動費は使わなかったら返さないといけない、基本的に。議員報酬は返さなくていいんで、その辺のところはしっかり使い方の部分も関して、議論したほうがいいと思います。

○吉岡 勲 委員長

それと政務活動費は、税金がかかってないんです。議員報酬には、税金がかかっていると伺っているんですけども。そのこのところに違いがあるかと思えます。

では次に入りたいと思います。

◎書記 高橋悠樹

(配付資料に基づき説明)

○吉岡 勲 委員長

ただいま第11条の項目なんですけども、本会議及び委員会のほか、全ての会議を原則公開しという項目があるんで、そのこのところはどうかでしようかってことです。

○川辺 隆 委員

ほかすべての会議は、申し訳ないけど私は抜くべきだと思います。ここで謳うのは本会議及び委員会は、傍聴しやすい環境に配慮するという感じにしておかないと、原則今、臼杵市議会では、会派代表者会議というのが、何の保証もない会議になっており、ここに関しては原則非公開です。それで、情報公開をいたしませんので、このすべての会議をという部分を付けますと、そこまで抵触するそれがあります。

その他緊急の会議でも採決をとって、秘密会とすることができるけども、その秘密会ですら原則全てのという言葉がつくと、少し違った意味合いに取られて、そこを上手いこと法律をついてくる方がおられますので、本会議及び委員会は、と限定したほうがいいと思います。

○伊藤 淳 委員

現時点で原則公開となっていない会議があるという意味合いを、先輩またはそのすべて諸々によりますと、本当議論を闘わせて、練りに練って、結論に至るといふような会議がやっぱり必要だという背景があって、そういう設定になっていると聞いておりますし、私もそういう場は必要だといふふうには思っております。ほんと真剣な討論をすべきする場合は、やっぱりいるのではないかなといふところもありますので、このすべての会議を原則公開っていうのは、私も外したほうがいいんじゃないかなと思いますし、知る権利ということでいけば、情報公開条例といふところの手段もありますので、前提として原則公開なんだということについては、外したほうがいいのではないかという私の意見です。

◎書記 高橋悠樹

(配付資料に基づき補足説明)

○川辺 隆 委員

であるならば、紛れもなくすべての会議というのは、人によっては解釈が違ってくるということ。なおさら外したほうがいいと思います。

○戸匹映二 委員

議会において、最終的に議決に関すること。本会議と委員会ですから、ここがいわゆる集大成になるわけで。ここだけきちんと公開をしておけば、それ以前のいろんな協議っていうのは、ここに書くほど原則公開だといふようなレベルまでしなくていいのかなといふふうに思っております。それと、この原則公開という、その原則がじゃあ何なのかという議論になってきますので、また非常にこれ複雑になってくると思いますので。ここはやはり、外してもいいのではないかなと私も考えております。

○内藤康弘 委員

今、皆さんが意見を言われた部分には私も賛成です。会議の内容にもよるのかなといふふうに思うところもあるんですけど、それも一理ありますけど、発言の内容ですね。主義主張を言うばかりの人もおりますし、今の現状がそうだと思うんですよ。だから、委員会も延期するような、そういう場を市民に見せたくないのは、私の今の率直な意見です。

○梅田徳男 委員

その通りで、やっぱり一部公開できない部分もあると思いますんで、すべての会議を原則公開という部分は外したほうがいいといふふうに思います。

○奥田富美子 委員

私は皆さんの意見とは少々違いまして、基本的には先ほどありましたけど、良いも悪いもすべて見てもらって、市民が適正に判断できるように会議の様子は見てもらったほうがいいと思う、原則公開で。さっきから出てる政務活動費のところでもあるみたいに、私たちは市民の税金で動いてるわけですから、責任を持ってどんなときにも基本見てもらって、どうしてもそれでもやっぱり秘密会といふのはあるわけですから、そこは原則公開だけど、今日は駄目ですといふ委員長判断もあると思うので、そこは委員長の権限をちゃんと生かしたらいいんじゃないかな

いかと思うので、この青の文字のままはでいいと思います。

○匹田 郁 委員

奥田委員の気持ちもわかるんですけど、例えば会議でも形成合意過程の段階では、賛成って言ったのがやっぱりこれはおかしいから反対とか、いろんな意見が自分の中でも葛藤があると思うんですよ。そういうのを、先ほど戸匹委員が言われたように、その議員としての最終的な判断とか、最後に立った時の自分の意見とか、そういうことをきちんといえる、自分の言葉に責任を持てる範囲のところをきちんと出す。それで、十分賄えるんじゃないかなと思ってるんで、私もすべての会議を原則公開という言葉で、わざわざ入れるとかえって縛るんじゃないかなと思います。

○大塚州章 副委員長

もしこれ入れた場合、進行上、本音の話は休憩を全部取らなきゃいけない。だから今日の教育民生委員会を見たときに、ちょっと大変だと思います。討論できるんですけど、討論じゃないところに入ったときには、非常にまずいと思います。議員が討論してない、感情で物を言っている。それは議事録には載せないところがあるんで、逆にこれをもし載せる場合は、皆さんで諮って載せようというのを、次に考えたほうがいいのかなと。

○川辺 隆 委員

今日の教育民生委員会だって副委員長も本当に苦慮されて、途中で休憩をとってご本人の説得にもあたったんですけども。結局 129 条の 1、昨日議場で議長がやったこと。これ委員会においては付託を受けておりますので、奥田委員のおっしゃる通り委員長判断でもできます。

しかしながら、これは議案に対してのことで戸匹委員がおっしゃったように、その後本会議に持ち込んで、一般公開できるようになっております。ですから、この条例に載せる会議の内容が、すべて 129 条の 1 に該当するかということ実はしません。そこはちょっと付け加えておきます。

○匹田 郁 委員

とにかく気をつけないと、個人情報が出てくる可能性がありますんで。そこは、お互いに言葉をきちんと最終的に確認できるようにするために、すべてという言葉には、よっぽど気をつけないといけないと思います。

○吉岡 勲 委員長

一応、今皆さんの意見をお聞きしましたので、次に移りたいと思います。

◎書記 高橋悠樹

(配付資料に基づき説明)

○伊藤 淳 委員

何を指すのか、どの範囲までが入るのかっていうところもあるので。全議案、ちょっとそれがどこまで入るのかっていうのは、今決めかねているところで。大分市議会だよりのように、最終的に議員が、責任を持ってこれに賛成しました、反対しましたっていうのは、もう全然出してもらっていいんじゃないかと思ってる場所でもあります。過程で議論して、揉むところで

意見が変わることもあるので、そこについては非公開という話でいいんですけど。その最終的な何に賛成、反対したかっていうのは、逆にもう出してもらって私は問題なし、いいことではないかというふうに思っています。ただ、この全議案ってというのが、どこまで入るのかっていうのは、ちょっとよくわからないので、決めかねているところであります。

○川辺 隆 委員

まず議会は、政務活動費や視察報告とあるんですが、政務活動費というこの文字は今のところ外してもらったほうがいいと思います。それと全議案ということに関しては、議場で上程された議案なら私は問題ないと。それはなぜなら、議場での議論を委員会付託で委員会に任せその内容に関しても、議場で上程されたから、上程される前のものに関しては申し訳ありませんけど載せる必要がないと思います。ですから、全議案ではなく議場で上程されたという部分を表現していただければ助かります。それで、その賛否を取ったときに、各議員の賛否について公表するのは、私は賛成です。

○内藤康弘 委員

賛否については私も賛成です。その次の部分、議会活動についての情報公開を行う。文言がちょっとよく理解できないんですけど、政務活動、視察報告とかそういうのが入る。そういう理解でいいんですか。それならよいです。

○梅田徳男 委員

賛否については、もうそれぞれ責任をもって議決してますんで、出すことについて何ら問題はないんですが。ちょっとこの資料で、前のページの、議決結果と書いているところの、議案番号があるけども、これ議案番号のすべてが、その次のページの議決賛否表の中に反映されてないですかね。これ何か意味があるのか。

◎書記 高橋悠樹

主に最後のページは川辺委員が言われた通り、上程議案が主に載っているという状況で。その前のページについては、陳情ですとか、継続になっているものもあります。全員のものを外しています。

○梅田徳男 委員

議決結果で全員って書いているところを外して、多数のところを表示してるということですね。わかりました。

○奥田富美子 委員

基本的にはこの条文でいいけれど、さっきから話題になっている全議案をどれにするかをもう少し掘り下げたほうがいいと思っています。例えば、臼杵市は陳情は扱わないですよ。もう、右から左なので、逆に意見書は代表者会議で検討していて、意見書案とかの結果が分かるほうが市民にはいいかなと思います。まとまりませんが、意見としてお伝えします。

○匹田 郁 委員

全議案の全をとればいいのではないかというふうに思います。

○戸匹映二 委員

全議案というところの全が、どの範囲かわかりにくいです。やっぱり、さっき川辺委員の言われたように、本会議に上程されたとか、ちょっと具体化したほうがいいのかなと。それと各議員の議会活動についての情報公開というのが、ちょっとどの範囲に当たるのか、何を指すのか。

○吉岡 勲 委員長

例えば議会活動の中やったら、視察報告の何か意見が出たりした時だろう。

○戸匹映二 委員

議会の中での意見ということですね、それならわかります。なんか議員の活動と議会の活動がちよっと混同してしまう。議会の中での活動ということですね。わかりました。

大塚州章 副委員長

万が一この「全」を残すのであれば、先ほど川辺委員が言ったように、上程された全議案についてという形、この「全」をつけると、市民にはすべて公開するイメージになるかなとは思いますが、だから、議会として上程されたものは全て出してますよと。そういった意味で、範囲を知らしめることができるかなと。もしこれを、「全」だけにするんだったらもう消したほうがいいと思います。

◎書記 高橋悠樹

(配付資料に基づき説明)

○吉岡 勲 委員長

議会活性化委員会という項目を設けるかどうかです。

○梅田徳男 委員

まだ整理できず。基本的に議会の活性化っていうことに取り組む状況なのかどうかということを考えてときに、やっぱり一つ一つ見直す必要のあるところもあるんじゃないかという気はします。そういう意味で、ここまで委員会というところまで必要かと思うと、考える余地はありますけども、前向きな対応という意味ではやる必要があるんじゃないかな。こういう形で取り組む必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○内藤康弘 委員

ちょっとよくわかりませんが、委員がそんなに余計に要るかという議論もありますし、その委員会の中にどういう人が選出されるかという、中身の内容もあるんで、私はよくわかりません。

○川辺 隆 委員

私は議会活性化委員会を作るべきと思うんですけども、これは議会基本条例の中に新たに加える文言がある場合とか、新たにこれを変更する場合、今さっき議論がありました政務活動費もそうです。

我々は方向的には皆さん多分一緒だと思います。入れる方向で今後議論を続けていきたいというときに、その議論をするのが私は、議会活性化委員会の役割だと思います。しかしながら

今、内藤委員、また梅田委員がおっしゃったように、いろいろ委員会があっても今後困る、多過ぎると思うんですよ。だから、その都度この議会活性化委員会を立ち上げるというんならいいんですけども、これを常設するってなった場合少し問題があると思います。

○伊藤 淳 委員

この議会基本条例自体で、我々が活性化しないといけないというのを謳うはずでありますし、そうあるべきということ、これに謳い込むというふうな役割を持っているとは思っております。ということが一つで、これを制定することで、私たちは活性化しないといけないというものだと思いますし、できるだけ、なんというか、いらぬという語弊があるんですけども。

いろいろ作りすぎないほうが、今ある機能を生かしていくと、果たすべきいいものを果たしていくと。そのための基本条例だと私は思っていますので。また追加して委員会をさらに作るというのは、今のところどうなのかなという私の意見ですので、現時点では削除ということで、必要であれば、今回みたいな特別委員会ができたように、その時に作るということかなというのが私の意見です。

○戸匹映二 委員

この議会活性化、私は必要だと思っているんですけど。要は、今回この議会基本条例をつくりまして、結局そこで作ったら終わりじゃなくて、作ったらスタートなわけです。

それをこの議会基本条例通りに、今後この臼杵市議会を進めていかないといけない。また、活性化していかないといけないんで、その協議をする場を作るというのが、私はこの議会活性化委員会じゃないかなと思っております。できたら終わりで、何も変わらないようでしたら、これ作った意味が何もありませんので、その部分も何かしらの協議会、委員会はどういう形で作るか、また議論しないといけない。

例えば、別府市議会みたいに、議運の中の一つの機能として入れたらいいのか、別に作ったらいいのかは、議論をするべきだと思いますけど。それから本来これ、議会活性化を動かしていく、いわゆるPDCAでまわしていくための、きちんとした委員会というのが必要じゃないかなというふうに思っております。

○奥田富美子 委員

もう戸匹委員が言われたのが全くその通りだと私は思います。4ページにある、作った条例が円滑に進むかどうかということとか。例えば政務活動費も入れるけど、具体的にはまた別に検討するみたいなことがあるわけなので、それを継続していくために、委員会が必要だと思います。その委員会のあり方についても赤字で書いてありますが、またそれについても別に決めないといけないので、常設なのか、都度何か立ち上げるのか、実質どっちがいいのかは、ちょっとわからないんですけど。項目としてはこのままでいいと思います。

○匹田 郁 委員

私がまず思ったのは、議会活性化委員会については必要な事項は別に定めるじゃなくて、議会運営委員会である程度できるんじゃないかなという気持ちがあつて。議会運営委員会の中にそういう何か含めたものをきちんと謳うことによって、活性化委員会はもうちょっと深掘り

というか、特別な項目が出てきたときにつくればいいのかと。だから、私の言葉で言うと議会活性化委員会は、必要な事項が発生した場合、別に定めるということでもいいのかなと。あんまり作りすぎると、何か趣旨ぼけというか。議会運営委員会にある程度、この機能を持たして、さっき言ったように、くどいですけど何かもうちょっと本当に議論、討論する。必要な事項が発生した場合、別に定めるというのが私の意見です。

○川辺 隆 委員

ほとんど皆さん、B案ですね。

○吉岡 勲 委員長

次の会議までに素案をもう 1 回作りますんで、それで協議していただいて。今の皆さんの意見を聞きながら、主に副委員長と一緒に一本にまとめていきたい。それを見て、また皆さんから、これはとあれば提示していただきたいと思いますんで。一応素案を作って、それを見ながら前文に入りたいと思います。よろしくお願いします。

以上で本日の特別委員会を終了します。お疲れ様でした。

午後0時04分 閉会

臼杵市議会委員会条例第30条第1項の規定を準用し、ここに記録を作成する。

令和3年9月16日

臼杵市議会
基本条例検討特別委員会
委員長 吉岡 勲